

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の
実施に関する法律案について
(特定機器相互承認法)

平成13年4月
総務省
経済産業省

1. 法律制定の目的

我が国と欧州との間における通信端末機器、無線機器及び電気製品(特定機器)の輸出入の円滑化を図ることを目的として特定機器の技術基準への適合性評価の結果を相互に受け入れることとする協定(日・欧州共同体相互承認協定)を実施する上で必要な国内措置を講ずる。

(注) 特定機器の具体例

- ・通信端末機器及び無線機器：電話機、携帯電話、ファックス等
- ・電気製品：テレビ、冷蔵庫、蛍光灯、変圧器、電線等

2. 相互承認協定締結による具体的政策効果

(1) 特定機器の輸出に係る検査期間の短縮

・従来、欧州向け新製品は、欧州において検査等の適合性評価を受ける必要があり、新製品の市場投入に遅延が発生。

⇒ 検査期間の短縮により、欧州における速やかな市場投入が可能。

(2) 検査に要する費用の削減

・従来、欧州において検査等の適合性評価を受けるための現地事務所開設、人の派遣費、翻訳費、テスト用サンプル機器の輸送コスト等が必要となっていたところ。

⇒ 検査の費用を削減することが可能。
特に、中小企業にとっては、これらの費用負担は大。

(3) 欧州製品の日本の市場アクセスの円滑化

通信端末機器、無線機器及び電気製品の貿易額は、日EU間で総額約3兆円。
日本 EU：2.5兆円、EU 日本：0.6兆円

3. 法律案の概要

(1) 国外適合性評価事業の認定

主務大臣は、

- ・ 欧州向け輸出用の特定機器（特定輸出機器）が欧州の技術基準に適合していることの検査・試験事業（国外適合性評価事業）を行おうとする者から申請があり、
- ・ 当該者が協定に定める欧州の認定基準に合致していると認める場合には

欧州向けの適合性評価機関（認定適合性評価機関）としてこれを認定するとともに、所要の監督（報告徴収、立入検査等）を行うこととする。

- ・ 主務大臣による適合性評価機関の認定の際に行う実地調査に関しては、一定の能力を有する民間機関（指定調査機関）又は独立行政法人を活用。

(2) 電気通信事業法等の特例

輸入用の特定機器（特定輸入機器）について、欧州の適合性評価機関が実施した我が国の技術基準への適合性評価の結果を我が国において受け入れることができるようにするため、国内法（電気通信事業法、電波法、電気用品安全法）の特例（例えば、欧州の適合性評価機関が付すマークを国内法に基づくマークと同等のものともみなす）を定めることとする。

4. 施行期日

協定の発効の日に施行する。

（参 考）

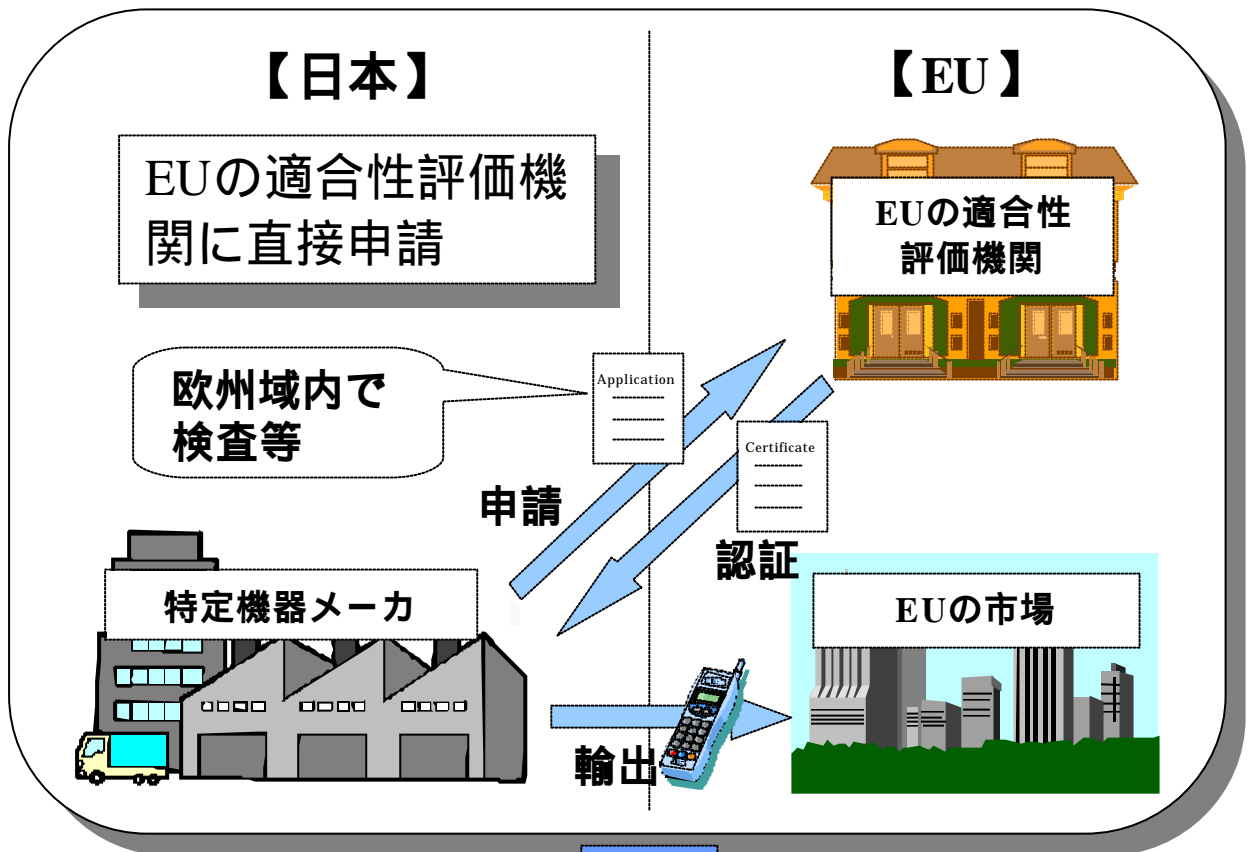
日・欧州共同体相互承認協定については、外務省においてその締結の承認を得るため、今通常国会への提出を予定。

本法案は、総務省と経済産業省の協力法案。

（問い合わせ先）総務省総合通信基盤局電波部電波環境課
TEL 03-5253-5909
経済産業省産業技術環境局認証課
TEL 03-3501-9473

< 相互承認実施の効果 >

【現在】



【相互承認実施後】

